

賃貸借保証サービス代理店規約

第1条（適用範囲）

本規約は、株式会社グローバルトラストネットワークス（以下「当社」といいます。）の提供する賃貸借保証サービス（以下「本サービス」といいます。）に関するTrust Net 21 の代理店となることを申し込んだ者（以下「代理店」といいます。）が、自ら管理会社として管理する物件に関して本サービスを利用する場合に適用されるものであり、代理店が代理店申込を行った時点をもって、当該代理店は本規約に承諾したものとみなします。

第2条（本規約の変更）

代理店による代理店申込後、当社は、代理店の同意を得て本規約を変更することができます。

第3条（代理店がなすべき業務）

代理店は、自ら管理会社として管理する物件に関して本サービスを利用するにあたり、次の業務を行うものとします。

- (1) 当社と賃借人との間の保証委託契約に関する保証委託申込書及び必要書類の徴収。
- (2) 当社と賃借人との間の保証委託契約の締結、保証委託契約書の交付及び受領。
- (3) 賃借人の支払う初回保証委託料の受領及び当社への送金。
- (4) 賃借人が保証委託契約の取消を行った場合の当社への報告。
- (5) 賃貸人に対する保証内容の説明。
- (6) 当社と賃貸人との間の賃貸保証契約の締結、これに関する必要書類作成。
- (7) 当社が賃貸人に対して行う保証の履行および賃借人に対して行う求償権行使への協力。
- (8) 家賃滞納発生時における不払い状況の電話および書面による当社への報告。
- (9) 早期解約発生時における退去事由並びに保証対象物件の状況の電話および書面による当社への報告。

第4条（手数料）

- (1) 当社は代理店に対し、前条の業務の手数料として、前条(3)に基づき代理店が受領した初回保証委託料に対して 10%を乗じた額を支払います。但し、当該手数料は、代理店自らが管理会社として管理する物件に関して、本サービスを利用する場合にのみ支払うものとします。
- (2) 代理店は、受領した初回保証委託料の合計額に対し前項に明記している 10%を乗じた額を差し引いて、初回保証料受領月の翌月末日までに当社へ送金するものとします。

第5条（個人情報取扱について）

- (1) 代理店は、本規約に基づく業務（以下「本業務」といいます。）により取得した個人情報について、善良なる管理者の注意義務をもって適切かつ厳重に管理し、個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の防止に必要なかつ十分な安全管理を講じなければならないものとします。
- (2) 代理店は個人情報を取得する際、個人情報の保有者である本人に対し個人情報の利用目的と当社に個人情報を提供することを通知しなければならないものとします。
- (3) 代理店は、本業務により取得した個人情報について、本業務の目的のみに利用するものとし本人の同意なく第三者に提供、開示、漏洩してはならないものとします。
- (4) 代理店は、個人情報の漏洩等の事故を知った場合またはそのおそれが生じた場合には直ちにその拡大を防止するための適切な措置をとり、速やかに相手方にその旨を通知して必要な対応策を協議するものとします。

第6条（書類の保管・提出等）

代理店は、善良なる注意をもって本業務により取得した関係書類を保管しなければならないものとします。

第7条（報告義務）

代理店は、賃借人が賃貸人と締結する建物賃貸借契約に違反し、契約不履行が生じた場合、直ちに当社に報告しなければならないものとします。

第8条（有効期間）

本規約の有効期間は、本申込日から1年とします。但し、当該有効期間満了の1ヶ月前までに、当社又は代理店の一方から本規約に基づく契約関係を終了させる旨の意思を表示しないときは、本規約の有効期間を更新したものとみなす。

第9条（解除）

代理店が次の各号に該当したときは、当社は催告なしに本規約に基づく当社と代理店との契約関係を解除することができるものとします。

- (1) 本利用規約に違反したとき。
- (2) 賃貸人または賃借人の利益を害したとき。
- (3) 当社の信用を傷つけたとき。
- (4) 宅地建物取引業の免許を失ったとき。

第10条（管轄裁判所）

本規約に基づく権利義務に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。